



たいせいグループ通信



2011年7月号 VOL. 92

(株)大成経営開発 統括室発行

TEL096-377-1101
FAX096-377-1114

Contents

1. 社長室から、こんど~です
2. 経営まめ知識：『2012年問題=問題先送り』について
3. FZC：「いまさら聞けない相続Q&A 寄与分と特別受益」



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発.....財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp> <http://www.taisei-tokyo.co.jp>
- ◆(株)エイビスアソシエイツ..... 記帳代行、給与計算 <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)船井財産コンサルタンツ熊本...企業再生、相続、不動産 <http://www.fzc-souzoku.com>
- ◆(株)アップワード エスト保険.....生命保険、損害保険 <http://www.14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション.....居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング.....商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所 飛石税理士事務所 今井税理士事務所 高木社会保険労務士事務所 竹馬社会保険労務士事務所
社会保険労務士 秋岡事務所 URABE 社会保険労務士事務所 村上司法書士事務所 的場土地家屋調査士事務所
行政書士法人 エド・ヴォン

社長室から、こんど～です



7月になりました。今年もあっという間に後半戦がスタートしました。例年よりも2週間位早く梅雨明けしたそうですが、毎日暑い日がやってきました。節電が叫ばれておりますが、皆様、くれぐれも熱中症にはお気を付けて下さいませ！

最近、昔から父や母に教えられてきた「石の上にも3年」と言う言葉は通用しなくなってきているのだなと感じています。それは忍耐力の欠如でしょうか？ 遠い、遠い昔、まだ自分が新入社員の頃、上司から教えてもらったことを思い出しました。

「雨霜に打たれてこそ若芽は強く伸びる！」「逆境の中でこそ若芽は強く伸びる！」です。

幸運の女神は私たち人間ほど盲目ではありません。腕の良い航海士には風や波がいつも味方するように、幸運も、常に勤勉な人の肩を持つのです。どんなに大変なこと、また難しいことを成し遂げる時でも、常識、集中力、勤勉、忍耐、この平凡な資源が一番役に立つといわれています。

どんな仕事でも、どんな会社でも、それを好きになるように心がけて、自分自身を慣らしていく事をしようとしている人は伸びてくる。新入社員の私は、何も考えずに「そうか」と納得しました。だって自分で決めて夢と希望をもって入社した会社ですからね。それから、もう30年あまり過ぎましたが、本当にそうだなと思っています。

「石の上にも3年」の勝負のカギとなるのは、持続力、継続力です

母が生前よく言っていました。

「人間、多少の向き不向きはあるけれども、五体満足で生まれてきた以上、人ができることはあなたにも出来るようになる。出来ないのは努力と根性が足りないからだ」何かがあるとそう言われたものでした。また「若い時のツケは必ず年を取ってからまわってくる」とも言っていました。

きっと、今、頑張らないで、いつ頑張るんだと言いたかったのでしょうかね。

世の中、出来ないこともあると反発もしましたが、自分が年を重ね、いろいろな経験をさせていただいた今、そうだなと納得しています。コツコツと努力を重ねることで、持続力、継続力は身につけてきます。

私は、同じように自分の子供にも話して聞かせますが、時々、馬の耳に念仏ではないかと思う時があります。でも、あきらめません。同じように、会社の社員の皆さんにも言い続けます。必ず「そうか」と思う時が来るでしょう。これこそ、あきらめない努力、継続力でしょうか？！
ありがとうございました。

(株大成経営開発社長 近藤 記)



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記

熊本：<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/s-blog>

東京：<http://www.taisei-tokyo.co.jp/blog/p-blog>

経営まめ知識：『2012年問題＝問題先送り』について

今、ベトナム事務所です！今年の夏も暑くなりそうです。
東京では、もう何千人もの人が熱中症で病院へ運ばれているみたいです。皆様いかがお過ごしでしょうか？
人間、体が資本ですので健康だけには注意しましょう！

ところで、「2012年問題」という言葉を聞いた事ありませんでしょうか？
これは来年からいよいよ団塊の世代の皆様が、労働市場から引退する問題のことです。5年前から呼ばれていた「2007年問題」の山場を迎えるのが、2012年だということで、最近、「2012年問題」にどう備えるかということが話題になっています。

「改正高齢者雇用安定法」が2006年4月に施行されました。上場企業を中心に、定年引上げ、継続雇用、定年廃止といった対策を打つ企業が増え、景気回復による人手不足を補ってきました。そして、年金の支給開始年齢を引き上げたことによる60代前半の所得保障をどうするかという問題にも対処した形に見えました。



これにより、確かに5年間で労働力の確保は出来ましたが・・・これから先の問題にはどのように対処すればよいのでしょうか？つまり、労働力人口の激減・年金給付の増大・医療費及び介護費給付の増大・モノづくり技術承継問題等々です。

この5年間で以上のような問題に対する政治的・経済的対処がなされてきたのか疑問です！ただ問題を先送りしてきただけではないのか？今の政治と日本人の対応を見ていると、そのように思えてなりません！こう思うのは、私だけでしょうか？

この問題を先送りするという事は、現実的には、どの様なことが起きるのでしょうか？ご存知のとおり、少子高齢化問題を含めて、次の世代を担う若者への税金や社会保障費という国民負担率の増加で重くのしかかってきます。これでは、若者も経済も活性化しません！現実的に労働力人口の減少とモノづくり技術の承継困難という問題を発生させます。これは、そのまま世界における経済競争力の地位の低下を招く事になります。日本人が、今後ますます今の生活を維持する事が困難な時代になるでしょう！



組織という点で、国の経営つまり政治も会社経営も本質的には一緒です。これ以上、問題を先送りする事は出来ないと思います。高齢化と国民負担率増加と労働力人口減少のピークは、いまから15年～20年後にやってきます。問題先送りではなく問題解決型、つまり問題を解決する答え→難関＝ビジネスモデルから経営を始めるべきでしょう！

今後の事業の成否は、自社のドメインを理解し、強みを生かしたビジネスモデルを構築できるか？規模の問題ではなく環境変化への対応力です！問題先送り経営では生き残れません。問題解決型で自社独自のビジネスモデルを構築したいものです！

2012年問題、いまの政治状況、問題先送り型の日本人、新興国の経済成長等を見てきた時に、日本という国に危機感を感じます。もっともっと日本全国と世界へ目を向けて、情報収集をする必要があります。そして、私たちは、顧問先の皆様方の問題解決に微力ながらお手伝い出来ればと思います。そこに弊社の使命と存在意義はあると考えています。皆様のご健闘をお祈りします。

(大成経営ベトナム事務所にて 大成経営コンサルティンググループ会長 石本 記)



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-go.co.jp/blog>

FZC：「いまさら聞けない相続Q&A 寄与分と特別受益」

今月も九州相続相談センターのフリーダイヤルに、相続に関するご相談の電話を頂きました。
その内容とは・・・

Q1

寄与分 父親が亡くなりました。父親の面倒(介護など)は、私達、夫婦がほとんど見てきました。兄弟たちは、相続は、法律通りに分けろと言ってきます。
どんな理由があっても支払わなければならないのでしょうか？

最近のご相談で必ず出てくる話です。この話で、不思議な事は、他の兄弟の方のお話を伺うと、必ず、

「私が、親の面倒を見ていました！」と言われます。(笑)
相談者が主張されたい事は、(寄与分)という法律です。寄与分とは・・・

- ①共同相続人である事。
 - ②被相続人の財産維持・増加に貢献した事。
 - ③特別の寄与である事。
- の3つに該当する事です。

要するに、相続人で、家業の経営支柱となって遺産の維持に貢献してきたという場合に、寄与と認められます。単に、親の面倒を見てきたから。。というだけでは、親も子の面倒を見る事を考えたら、自然で当然の事。寄与分というには、認められにくいようです。

Q2

特別受益 父親が亡くなりました。父親と一緒に住んでいた兄夫婦は、父の年金を自分たちの生活費として父親の財産を使いたい放題で、生前、父もその事を悩んでいました。そんな兄と自分達の相続は同じなのでしょうか？

前のご相談とセットのようなご相談です。誰しも、自分の立ち位置で物事を考えますので、当然の主張と言えます。では、相談者が主張されたい事は、(特別受益)という法律です。特別受益とは・・・

- ①婚姻時の持参金や嫁入り道具や支度金
- ②独立開業する時の資金やマイホーム資金
- ③通常より多額な大学の学費など

単に生活費の負担という事だけでは、前もって兄は相続を受けたとは、認められにくいようです。

ご相談をお伺いすれば、本当にお困りの様子が伺えますし、主張されたい事も当然です。
お困りの事がございましたら、是非、ご相談を。

相続に関するご相談は・・・

株式会社 船井財産コンサルタンツ熊本 担当：岡村

お問い合わせ 096-377-1106

ホームページ 九州相続相談センター で検索



編集後記：最近、笑っていますか？「笑い」の健康効果は、「作り笑い」でもよいそうで、「笑う」という行為自体が身体に良いようです。笑顔が何よりの薬です。毎日暑いですが、大いに笑って、乗り切りたいものです。皆様、お体ご自愛ください。